

平成23年3月25日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目8番15号
東燃ゼネラル石油株式会社
代表取締役社長 ピー・ピー・デューコム

定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第91回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。あわせて「東燃ゼネラルビジネスレポート2010」を同封いたしましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. **第91期**（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）**事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**
2. **第91期**（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）**計算書類の内容報告の件**

本件は、上記1.および2.の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末の株主配当金は、1株につき19円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更内容は、次のとおりであります。

会社法第426条第1項の規定に従い、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、取締役および監査役の会社に対する賠償責任を法令の範囲内で免除できる旨の規定を定款第25条第1項および定款第33条第1項として新設しました。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を定款第25条第2項および定款第33条第2項として新設しました。

また、定款第25条および定款第33条の新設に伴い、変更前定款第25条から第31条および第32条から第36条の条数の繰下げを行いました。

変更前の定款と変更後の定款は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所です。)

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------------|---|
| [新 設] | <p><u>第25条 (取締役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の責任を法令の限度において免除することができる。 2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> |
| 第25条～第31条 [条文省略] | 第26条～第32条 [変更前第25条～第31条のとおり] |
| [新 設] | <p><u>第33条 (監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。)</u> の責任を法令の限度において免除することができる。 2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> |
| 第32条～第36条 [条文省略] | 第34条～第38条 [変更前第32条～第36条のとおり] |

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、エム・ジェイ・アギアー、ピー・ピー・デューコム、武藤潤、エス・ケー・アーネット、ディー・アール・セイポの5氏が再選され、新たに小野田泰、宮田知秀、伊藤侑徳、船田昌興の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、山本哲郎、鮎川眞昭、岩崎正洋の3氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、小早川久佳氏が選任されました。

以 上

本総会終了後開催された取締役会の決議により、次のとおり選定され、就任いたしました。

| | |
|------------|------------------|
| 取締役会長 | エム・ジェイ・アギアー (重任) |
| 代表取締役社長 | ピー・ピー・デューコム (重任) |
| 代表取締役常務取締役 | 武 藤 潤 (重任) |

配当金のお支払いについて

第91期末の株主配当金は、次のとおりお支払いいたします。

1. 口座振込をご指定いただいている方

同封の「第91期期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」によりご確認ください。

株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

2. 口座振込をご指定いただいていない方

同封の「第91期配当金領収証」により、払渡期間中（平成23年3月28日～平成23年4月28日）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受取りください。なお、銀行に預金口座をお持ちの場合は、「配当金領収証」を銀行にご持参いただきますと、預金口座に入金することもできます。（但し、預金口座へのご入金手続きは、上記払渡期間最終日の3営業日前までとなります。）

「配当金領収証」により配当金をお受取りになられる株主様あてにも「配当金計算書」を同封いたしております。「配当金計算書」は、配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

配当金口座振込みのご案内

配当金のお受け取りは、ご指定の銀行またはゆうちょ銀行の預貯金口座に確実に入金される口座振込が便利です。今後の配当金受取りに口座振込を希望される場合は、お取引の口座を開設されている証券会社（特別口座の場合は、三菱UFJ信託銀行 フリーダイヤル 0120-232-711）までお問い合わせのうえ、手続きをおとりください。

単元未満株式（1,000株未満の株式）をご所有の株主の皆様へ

単元未満株式（1,000株未満株式）をお持ちの場合、以下の制度をご利用いただくことができますので、ご検討下さい。

- 1) 単元未満株式を当社に売却する（買取制度）
- 2) 単元株式（1,000株）にするため、不足する株数の株式を当社より購入する（買増制度）

お手続きの詳しい内容につきましては、証券会社に取引口座をお持ちの株主様はお取引の証券会社に、証券会社に取引口座を開設されていない株主様は下記の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

（連絡先）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-232-711

ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

~~~~~  
以 上